

白川町高齢者ハンドル形電動車いす（シニアカー）購入補助制度

1 目的

高齢者の自動車免許返納促進及び外出支援を図り、自立した生活を営むことができることを目的とする。

2 補助対象

次の要件をすべて満たす個人とする。

- ① シニアカーの主たる利用者が町内に住所を有し居住実態のある満65歳以上の人
- ② シニアカーを利用して外出したり、自立した生活を希望する者
- ③ 介護保険の要介護認定が、要介護1以下の者（介護保険のレンタル利用ができる方は対象外）
- ④ 自動車運転免許証の自主返納者又は保有していない人
- ⑤ 町税及びこれに準ずる納付金に滞納がない人
- ⑥ 他にシニアカーの購入に関する補助を受けていない人

3 要件・補助額

- ・ 購入に要する費用の2分の1（上限200千円）※1千円未満の端数は切り捨て
- ・ 利用者は1人1台までとする。
- ・ 町内で事業を営む販売店から購入すること。（町外の販売店から購入するシニアカーは対象外）
- ・ 対象となるシニアカーは中古での購入も可とする。（ただし個人売買は対象外）

注：補助対象は本体価格のみです。フロアマット等オプションは対象外となります。

4 申請書の提出

- ・ 申請書提出先 白川町保健福祉課（見積書に記載された日から2か月以内に申請書類を提出してください。）
- ・ 申請受付開始日 令和2年4月1日
- ・ 申請書は、役場開庁日のみの受付になります。閉庁日は受付できませんので、ご注意ください。

5 申請時に必要な書類

申請時に必要な書類は、次のものです。

- ① 白川町高齢者ハンドル形電動車いす購入費助成交付申請書（指定様式）
- ② 町内の販売店が作成したシニアカーの購入に関する見積書
- ③ カタログ等シニアカーが日本産業企画（J I S）T9208に該当することが確認できるもの

6 申請手続きの流れ

- (1) シニアカーの見積書を町内自動車販売店等に依頼
↓
- (2) 申請書（補助金交付申請書）に見積書等必要書類を添付し保健福祉課へ提出
↓
- (3) 通知書（補助金交付決定通知書）及び補助金の請求書が郵送で到着
↓
- (4) 請求書に納品証明書と領収書の写しを添付し請求
↓
- (5) 額確定通知書が郵送されるとともに補助金が指定口座に振り込まれます

7 補助制度の注意事項

- ① 見積書に記載された日と同一年度の申請となりますので、年度をまたいでの申請はできません。
例) 令和2年3月20日に作成された見積書により、令和2年4月1日以降に申請されても対象外となります。
- ② リース等は補助対象になりません。
- ③ 補助金を受けて取得したシニアカーを、特段の理由なく売買契約日から1年を経過する前に廃棄したり、他人へ譲渡、売却等をした場合は、補助金を返還していただくこととなります。(ただし、天災、利用者の死亡等、本人の責によらない場合は返還の必要はありません。)

8 販売店への依頼事項

- ① 本補助制度は、65歳以上の高齢者の方を対象としていますので、申請書の記入、申請書提出等に関して、ご支援とご協力をお願いします。
- ② 販売店の方は、請求書の添付書類「ハンドル形電動車いす納品証明書」を記入してください。この書類にて売買契約後、シニアカーが申請者に納品されたことを確認するのでご協力をお願いします。
- ③ 万一の事態に備え、加入者に任意保険への加入を促していただきますようよろしくお願い致します。

9 問合せ

白川町町民会館内 保健福祉課 福祉係

電話：0574-72-2317 FAX：0574-72-2503

郵便番号：509-1105

住所：白川町河岐1645番地1